

笠岡市議会政治倫理審査会の 開催結果について

笠岡市議会議員政治倫理条例に基づく、笠岡市議会政治倫理審査会を開催したので、同条例第10条第4項の規定により、審査会から議長にあった報告の概要を公表します。

なお、被請求議員からの審査結果に対する弁明書の提出はありません。

【報告の概要】

- 1 審査日 平成31年1月25日
- 2 審査結果 蔵本隆文議員に対して、嚴重注意処分とすることが妥当である。

審査会では、8名の委員が大山盛久・蔵本隆文両議員から意見聴取をしたのち、審査しました。大山議員から笠岡警察署に被害届が提出され、傷害被疑事件として起訴されましたが、暴行罪として確定したことなどから、当該審査結果となりました。

また、同条例第11条第2項の規定により、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるため、議長名で全議員に対して、「政治倫理基準の遵守」の通知文を出し、政治倫理基準の遵守を徹底しました。

【議員あて通知文】

平成31年1月28日

笠岡市議会議員 各位

笠岡市議会
議長 栗尾 順 三

政治倫理基準の遵守について（通知）

このたび、大山盛久議員に対する、蔵本隆文議員の暴力行為について、笠岡市議会議員政治倫理条例（平成23年笠岡市条例第17号）に基づき、笠岡市議会政治倫理審査会を開催した。

結果については、別に報告したとおりである。

議員は、市民の代表として、市民のために活動しており、市民の模範とならなければならない。笠岡市議会基本条例（平成23年笠岡市条例第16号）第19条（政治倫理）及び笠岡市議会議員政治倫理条例第4条（政治倫理基準）を遵守し、議員として良識をもち、品位を保持して頂くよう改めてお願いする。

【お詫び】

このたびの暴力行為について、市民の皆さまに大変なご心配とご迷惑をおかけし、謹んでお詫び申し上げます。議会としても大変遺憾に思うとともに事態を重く受け止め、上述の審査会の開催及び議員あてに政治倫理基準の遵守の通知をいたしたところです。今後一層の綱紀粛正を図ってまいりますので、何卒よろしく願いいたします。